

## 障害者の方を虐待から守りましょう



### 【障害者虐待とは?】

障害者の方に対する虐待は、身体的な暴力だけに限りません。障害者の方の心や体に深い傷を負わせたり、本人の尊厳を奪うことをいいます。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援などに関する法律」では、障害者虐待を3つに分けて定義しています。

1. 養護者による虐待…養護者とは、障害者の方の身の回りの世話や金銭管理などを行っている家族や親族などのことをいいます。
2. 障害者福祉施設従事者などによる虐待
3. 使用者による虐待…使用者とは、主に障害者の方を雇用する事業主などをいいます。

### 【地域での気づきが虐待の深刻化を防ぎます!】

障害者の方に対する虐待は、本人が被害を訴えることが難しい場合が多いため、周りの皆さんの気づきが虐待の防止と早期発見につながります。例えば、体に傷やあざが絶えない、衣服の汚れや異臭が目立つ、介護に悩んでいる様子の家族がいるなど、こうした異変やサインに気づくことが虐待防止と早期発見につながります。

町では、障害者の方に対する虐待についての相談を受け付けています。何らかの異変やサインに気づいたときは、健康福祉課までご相談ください。相談は匿名でも可能で、相談者の情報、秘密は守られます。

### 【虐待の定義】

身体的虐待	叩く、蹴る、縛り付けるなど
性的虐待	性的行為の強要、わいせつな話をするなど
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、子ども扱いするなど
放棄、放置	必要な食事、排せつなどの介助をしない、虐待の放置など
経済的虐待	本人の年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産を処分するなど

【障害者虐待の相談窓口】 健康福祉課 ☎22-3115

## 町民課からの お知らせ

### 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除などの承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば、さかのぼって納める（追納）ことができます。ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられます。追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ◎ 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ◎ 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」

より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

### 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます

年末調整や確定申告を行うときに必要となる社会保険料控除証明書が次のとおり届きますので、大切に保管してください。

- (1) 11月に届く方  
本年1月1日から9月30日までの間に保険料を納めた方
- (2) 翌年2月に届く方  
本年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて保険料を納める方

### 次回年金相談のお知らせ

12月4日(水)  
午前10時～午後3時  
役場西庁舎 1階会議室  
※年金事務所へ予約が必要です

【お問い合わせ先】  
ねんきん加入者ダイヤル  
☎0570-0003-004  
高知西年金事務所  
☎088-875-1717

【お問い合わせ先】 町民課 ☎22-3117 大正町民生活課 ☎27-0112 十和町民生活課 ☎28-5112

## 事業主の皆さまへ

**パワーハラスメント対策が  
事業主の義務となります!**  
～セクシュアルハラスメントなどの  
防止対策も強化されます～

**女性活躍推進法が  
改正されました!**



### 《主な改正点》

- ① 一般事業主行動計画の策定・届出などの義務が、常時雇用する労働者が101人以上の事業主にも課されます(施行: 公布後3年以内の政令で定める日)
- ② 常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目が強化されます(施行: 公布後1年以内の政令で定める日)
- ③ 女性活躍に関する取り組みが特に優良な企業に対する特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))を創設します(施行: 公布後1年以内の政令で定める日)

■詳細は、厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)をご覧ください。

【お問い合わせ先】  
高知労働局 雇用環境・均等室 ☎088-885-6041

### 《労働施策総合推進法の主な改正点》

- ① 職場におけるパワーハラスメントの防止対策が事業主の義務となります(施行日: 公布後1年以内の政令で定める日。ただし、中小企業は公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務)
- ② セクハラなどの防止に関する国・事業主・労働者の責務の明確化やセクハラなどの相談に対する不利益取り扱いの禁止など、セクシュアルハラスメントなどの防止対策も強化されます。

ポータルサイト「明るい職場応援団」でパワーハラスメントに関する情報を発信しておりますので、社内の体制整備にご活用ください。

## 秋だから…出会いの里 蛭川で魅力発見!!

県西部の婚活サポーターの有志で構成する「すまいるサポート」では、独身者を対象とした出会いイベントを実施します。であいの里 蛭川で素敵な出会いを見つけませんか?

そば打ちや田舎寿司の体験を通して、婚活サポーターが出会いのきっかけをお手伝いします。

イベントに関する情報は、「高知で恋しよ!!応援サイト」よりご確認ください。

- ♥ 日 時 11月10日(日)10:00~15:00
- ♥ 場 所 であいの里 蛭川(幡多郡黒潮町蛭川666)
- ♥ 内 容 そば打ち・田舎寿司(ニギリ)体験
- ♥ 参加費 2,000円
- ♥ 定 員 24名(男女各12名)
- ♥ 対象者 30歳から45歳の独身者
- ♥ 申 込 「高知で恋しよ!!応援サイト」から申込み  
※申込にはユーザー登録が必要です  
<https://www.koishiyopref.kochi.lg.jp/>

【お問い合わせ先】  
すまいるサポート 代表 高橋まりえ ☎090-9455-1264

## 第16回高幡婚活パーティー開催 「カメラ・写真好きの集い KOBANフォトパーティー」

カメラ&写真好きが集まる婚活パーティー♪  
プロのカメラマンを講師に招き、スマホでの撮影テクニックやインスタ映える写真の撮り方など一緒に楽しく学びましょう!

恋のシャッターチャンスをお見逃し無く!

- ♥ 日 時 11月17日(日)11:00~15:10  
(受付10:30~)
- ♥ 場 所 四万十町 仁井田集落活動センター  
仁井田のりん家
- ♥ 対 象 30~45歳の独身男女(各20人)
- ♥ 参加費 3,500円(前払い/飲食・体験料含む)
- ♥ 申込方法 「高知で恋しよ!!応援サイト」から申込み
- ♥ 申込締切 10月17日(木)

【お問い合わせ先】  
高幡婚活パーティー開催事務局  
(株)高知広告センター内  
☎088-856-6280(10:00~17:30)